

「令和元年8月豪雨災害義援金」募集要綱

日本赤十字社佐賀県支部

1 趣旨

令和元年（2019年）8月27日からの大雨により、県内各地で人的被害や多数の家屋への浸水被害が発生し、全20市町において災害救助法が適用されました。

日本赤十字社佐賀県支部（以下「支部」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和元年8月豪雨災害義援金

3 受付期間

令和元年9月2日（月）から令和2年2月28日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行（※1）	呉服町支店	普通預金 2060633	にほんせきじゅうじしやがけんしぶ 日本赤十字社佐賀県支部 しぶちよう さしやま ひろやす 支部長 指山 弘養
ゆうちょ銀行（※2）		普通預金 00120-7-696975	日赤令和元年8月豪雨災害義援金
三菱UFJ銀行（※3）	やまびこ支店	普通預金 2105544	にほんせきじゅうじしや 日本赤十字社
三井住友銀行（※3）	すずらん支店	普通預金 2787547	にほんせきじゅうじしや 日本赤十字社
みずほ銀行（※3）	クヌギ支店	普通預金 0620421	にほんせきじゅうじしや 日本赤十字社

※1 佐賀銀行各本支店における窓口の振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。

受領証の発行を希望する場合は、本社パートナーシップ推進部

(03-3437-7081) に下記内容を連絡するよう案内すること。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

※3 上記以外他銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は別途かかる場合があること。

受領証の発行を希望する場合は、本社パートナーシップ推進部

(03-3437-7081) に下記内容を連絡するよう案内すること。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

5 義援金受付窓口

このほか、直接義援金を直接持参される場合は、次の場所でも受け付けます。

日本赤十字社佐賀県支部及び各市町の地区分区(社会福祉協議会)

唐津赤十字病院、佐賀県赤十字血液センター

※原則、土日祝日を除く、平日9時～17時まで。

※詳しくは各施設へお問い合わせください。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

7 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

8 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和元年9月2日から施行します。

9 問い合わせ先

日本赤十字社佐賀県支部

〒840-0843 佐賀県佐賀市川原町2番45号

TEL 0952-25-3108 / FAX 0952-25-4184

E-mail nisseki@saga.jrc.or.jp